

松江市鹿島多久の湯内食堂出店事業者募集要項

市民の健康増進、福祉の向上、交流及び余暇活動の推進に資することを目的として、松江市鹿島多久の湯（以下「鹿島多久の湯」という。）を設置しており、施設利用者への便益機能を提供する休憩施設として、鹿島多久の湯内の食堂営業を行う事業者を募集します。

1. 温泉施設の概要

- (1) 名称 松江市鹿島多久の湯
- (2) 所在地 松江市鹿島町北講武 885 番地 7
- (3) 規模 延床面積 1,492.28 m²
- (4) 構造 鉄筋コンクリート 2 階建て
- (5) 目的 市民の健康増進、福祉の向上、交流及び余暇活動の推進
- (6) 管理者 松江市（指定管理者：鹿島町産業振興協同組合）
- (7) 休館日 毎週木曜日（休日に当たるときは、その翌日）
- (8) 利用時間 浴場及び家族（介護）風呂：午前 10 時から午後 9 時まで
その他の施設：午前 10 時から午後 10 時まで

(9) **店舗面積** 店舗面積 123.06 m²、（うち厨房面積 54.2 m²）

(10) 温泉施設利用者数【令和 2 年度～令和 5 年度（12 月まで）】（単位：人）

年度	浴場（家族風呂含む）	つどいの間
令和 2 年度	100,056	1,181
令和 3 年度	116,751	1,422
令和 4 年度	128,066	1,954
令和 5 年度	103,291	2,867

2. 応募資格

食堂経営の経験・ノウハウがあり、松江市の重要な観光資源でもある温泉施設の運営を理解し協力することのできる者で、以下の全ての要件を満たす団体（法人格の有無は問わない）又は個人であること。

- (1) 松江市内に営業所等を置く又は置こうとするものであること。
- (2) 同種の業務について経験年数が 3 年以上あること。
- (3) 国税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (5) 飲食店営業許可を取得できること。また、食品衛生法及び他の法律に基づく行政処分を過去 3 年間官公署から受けたことがないこと。
- (6) 応募者が直営するものであること。

3. 営業条件

区 分	条 件
店舗名称	立地場所にふさわしいものとし、申請時に提案すること。
営業開始	令和6年4月1日を目標とする。
営業日	温泉施設の営業日に準じる。
営業時間	開店は午前10時、閉店は温泉施設終了時間までとする。ただし、上記と異なる営業時間を希望する場合は、事業計画書にその旨を記載すること。
設備等	内装及び給排水施設等に接続する厨房器具、テーブル、椅子については、松江市整備のものを現状のままで使用すること。ただし、その他の必要備品等（家具、厨房器具、食器等）については、事業者の責任による持込みとする。なお、持込備品等の修繕は、事業者の負担とする。 また、温泉施設にふさわしい店舗とするため、看板類の設置等にあたってはあらかじめ松江市と協議し、承認を得ること。
メニュー (商品)	温泉施設にふさわしいメニューとすること。 飲食のメニュー及び価格の設定については、あらかじめ松江市と協議するとともに、松江市の特産品を用いたメニューを取り入れること。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 防火・安全管理等、施設の運営及び維持管理のために必要な事項については松江市及び指定管理者の指示に従うこと。 ② 事業者の過失、管理上の不備において生じた設備等の障害、破損等の補償及び補修費用は、事業者の負担とする。 ③ 食品衛生法及びその他関係法令を遵守すること。 ④ 営業に際して事故（食中毒等）が発生したときは、事業者の責任において処理するものとし、その際に発生した費用等についても事業者の負担とする。また、その内容及び対応状況を速やかに松江市に報告すること。 ⑤ 店舗内の清掃及び防犯対策は、事業者が行うこととする。 ⑥ 営業に伴い発生する廃棄物は、全て事業者の責任において適正に処分すること。 ⑦ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）にかかる対応が適切に行えること。 ⑧ 1階食堂の営業のみならず、2階「つどいの間」利用者への飲食の提供も可とする。（利用者が行う会議や懇親会への飲食の提供など需用がある。）この場合の「つどいの間」の利用予約の受付については、指定管理者が行なうものとし、事業者が予約の受付をすることは出来ないものとする。なお、「つどいの間」利用者への飲食の提供に伴い発生する廃棄物は、全て事業者の責任において適正に処分すること。 ⑨ 1階売店において食料品等の物販を行っている。 ⑩ 1階休憩室に給湯（茶）機、内風呂脱衣場に冷水機を設置している。 ⑪ 温泉施設のピロティは、臨時販売所等に使用している。

4. 使用許可及び使用料

(1) 使用形態

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の使用許可として、毎年度、事業者からの使用許可申請により市長が許可するものとします。

(2) 使用料

①松江市行政財産使用料条例に基づき算定した額とします。

(参考：月額使用料は、令和 5 年度実績で概ね 33,000 円)

②電気、上下水道については、指定管理者が建物全体で契約しますが、子メーターにより使用量に応じた従量料金及び基本料金を指定管理者へ負担してください。

③LPガスについては、事業者において契約し、別途実費負担とします。

④清掃、廃棄物処理及び電話については、事業者において契約してください。

⑤敷金、権利金、営業保証金等は要しません。

⑥施設敷地内の駐車場を使用する場合は、別途自家用車駐車申込書を提出のうえ、1 台につき 1,500 円/月を松江市へ納付してください。

(3) 使用許可期間

施設の営業準備開始日から令和 7 年 3 月 31 日までとし、毎年度、事業者からの使用許可申請により市長が許可するものとします。

また、使用許可期間に関わらず、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可条件に違反したときは、地方自治法第 238 条の 4 第 9 項の規定により、行政財産使用許可を取消すことがあります。この場合において、事業者に損害が生じても松江市は、その賠償の責めは負いません。

なお、使用許可が取消されたときは、事業者の負担において、持込備品等の撤収を行い、指定期日までに返還しなければなりません。

5. 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。(書類はA4 サイズに統一してください) なお、提出された書類は返却しません。

(1) 応募申込書 (様式 1)

(2) 事業計画書 (様式 2)

①店舗名及びコンセプト

②出店計画概要 (営業時間、定休日、配置人員、店舗レイアウト、開店までの工程等)

③メニュー及び価格

④年間収支見込み

(3) 会社概要 (様式 3、団体のみ)

(4) その他必要書類

①定款又は寄付行為 (団体のみ、法人以外の団体にあつては会則等)

②発行後 6 か月以内の登記事項証明書 (法人の場合)

③発行後 6 か月以内の身分証明書 (個人事業主の場合)

※身分証明書は、本籍地の市区町村において発行されます。

④営業に必要な許認可等の写し (既に取得済みの場合)

- ⑤当該団体の概要、過去3年間の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録又はこれに準ずる書類
 - ⑥応募する日の属する事業年度の当該団体に関する事業計画書、収支予算書
 - ⑦国税、県税、市町村税について滞納（納期限が到来していないものを除く）がない旨の証明書
 - ⑧応募資格を満たしている旨の誓約書
 - ⑨他の店舗営業概要
- (5) 提出部数
上記(1)～(3)の書類：正本1部、副本5部
上記(4)の書類：正本1部
- (6) 提出場所
「7. 応募及び問い合わせ先」に記載する場所へ提出してください。
- (7) 提出方法
応募者が直接持参してください（郵送不可）。なお、内容を確認する必要がありますので、対応できる方が持参してください。
- (8) 応募期限
令和6年3月14日（木）午後5時までとします。
- (9) 事前見学
現地見学会を令和6年3月7日（木）午後1時から午後2時まで実施します。
応募に際し、施設見学を希望する場合は、別紙現地見学申込書により令和6年3月5日（火）までに「7. 応募及び問い合わせ先」にFAXにて提出してください。
- (10) 質問
質問については、別紙質問票により令和6年3月8日（金）までに「7. 応募及び問い合わせ先」にFAXにて提出してください。

6. 選考方法

- (1) 松江市が設置する選定審査委員会においてプロポーザル方式により決定します。
- (2) 選定審査会は、令和6年3月19日（火）に開催します。（時間、場所等の詳細は別途連絡します。）
- (3) 応募者が多数の場合は、書類による一次審査を行います。
- (4) 選考にあたっては、応募者からヒアリング及び審査に必要な資料の追加提出を求める場合があります。
- (5) 選考結果は、応募者全員に文書で通知します。なお、選考理由や結果に対する問い合わせには応じません。

7. 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町86番地 松江市役所第4別館1階
松江市観光部観光施設課 担当：中島
電 話 0852-55-5699
F A X 0852-55-5564